～SDGs社会実現に向けて皆様と～

株式会社サンコー分析センター

盛土条例　ごあんない

－包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する－
－陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する－

静岡県盛土等の規制に関する条例「静岡県盛土対策課」

1．盛土条例とは？

盛り土(積み上げた残土)の崩落が被害を拡大させたとされる熱海市伊豆山の大規模土石流を受け、盛土に特化して強い規制を行う新たな条例が2022年7月1日に施行されました。
静岡県全域が対象です。

条例の許可の有無にかかわらず、汚染のおそれのある土砂で盛土を行うことが禁止されています。

一定規模以上の盛土等を行う場合には、静岡県の許可が必要です。

盛土等が行われる土地の所有者にも責任が及ぶことが明確化されました。

2．盛土条例Ｑ＆Ａ

Ｑ．条例の許可が必要になる事業はどのようなものですか？

Ａ．盛土等を行う区域の面積が1,000平方メートル以上又は盛土等に用いる土砂等の量が1,000立方メートル以上の事業です。

Ｑ．許可の要否はどのように判断すればよいですか？

Ａ．盛土等を行う区域の面積及び盛土等に用いる土砂等の量が明確にわかるような平面図、断面図及び計算書などを添えて、静岡県庁内の盛土対策課あてにメールをお送りください。
許可の要否を判断して頂けます。
「静岡県盛土対策課」のウェブサイト

なお、盛土等の規模が、許可が必要な規模に達しないことが明らかな場合は、相談いただく必要はありません。

Ｑ．相談や許可申請は、県の土木事務所で対応してもらえますか？

Ａ．静岡県盛土等の規制に関する条例の窓口は、県庁の盛土対策課に一元化されています。

3．サンコー分析センターが、お手伝いできること

〇盛土等を行う区域

〇盛土等に用いる土砂等(搬入土砂等)

これらの土壌調査を行います。

土壌の汚染状況の調査の結果には「調査の結果を証する書類(計量証明書)」の添付が必要となります。環境計量証明事業者である、サンコー分析センターをご利用ください。

他にも許可施設の定期調査時の水質調査も行います。

お問合せはこちらまで

株式会社サンコー分析センター
http://sankobunseki.co.jp
info@sankobunseki.co.jp
〒430-0825静岡県浜松市南区下江町604-1
TEL 053-426-0731
FAX 053-425-0464

静岡県盛土等の規制に関する条例に関する基準値等一覧表				
適用法規 物質名	基準	土壌含有量基準 (mg/kg)	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌環境基準 (mg/L)
	法	土壌汚染対策法	土壌汚染対策法	環境基本法 ダイオキシン特措法
四塩化炭素	第一種特定有害物質	–	0.002	0.002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)		–	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン		–	0.004	0.004
1,1-ジクロロエチレン		–	0.1	0.1
1,2-ジクロロエチレン		–	0.04	0.04
1,3-ジクロロプロペン		–	0.002	0.002
ジクロロメタン		–	0.02	0.02
テトラクロロエチレン		–	0.01	0.01
1,1,1-トリクロロエタン		–	1	1
1,1,2-トリクロロエタン		–	0.006	0.006
トリクロロエチレン		–	0.01	0.01
ベンゼン		–	0.01	0.01
カドミウム及びその化合物	第二種特定有害物質	45	0.003	0.003
六価クロム化合物		250	0.05	0.05
シアン化合物		50 (遊離ｼｱﾝとして)	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物		15	0.0005	0.0005
アルキル水銀		–	検出されないこと	検出されないこと
セレン及びその化合物		150	0.01	0.01
鉛及びその化合物		150	0.01	0.01
砒素及びその化合物		150	0.01	0.01
ふっ素及びその化合物		4000	0.8	0.8
ほう素及びその化合物		4000	1	1
シマジン	第三種特定有害物質	–	0.003	0.003
チオベンカルブ		–	0.02	0.02
チウラム		–	0.006	0.006
ポリ塩化ビフェニル (PCB)		–	検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物		–	検出されないこと	検出されないこと
ダイオキシン類	その他	–	–	1000pg-TEQ/g
銅及びその化合物		–	–	土壌1kgにつき 125mg未満
1,4-ジオキサン		–	–	0.05